

財団法人全国市町村研修財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人全国市町村研修財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業等

(目的)

第3条 財団は、市町村の職員（市町村議会議員及び市町村長を含む。）等に対する高度の研修を行うなど、市町村の人材育成の推進、行政運営の円滑化を図り、もって地方自治の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市町村の職員等に対する高度の研修を行うこと。
- (2) 人材育成に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 市町村等が行う人材育成に対し協力すること。
- (4) 前各号のほか財団の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事業実施機関の設置)

第5条 前条の事業を行う機関として、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所を置く。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 財団の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及びその他の収入

(資産の種類)

第7条 財団の資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事の総数の4分の3以上の者の同意を得、かつ主務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 財団の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第11条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 財団の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、当該年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告等)

第13条 財団の毎年度の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経たのち、理事会の承認を得て、当該年度終了後3月以内に主務大臣に提出しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第14条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事)

第15条 理事は、評議員会において選任する。

2 理事は、財団に関する業務を執行する。

(理事長)

第 16 条 財団に理事長を置き、理事の中から互選する。

2 理事長は、財団を代表し、業務を統括する。

(副理事長)

第 17 条 財団に副理事長 1 名を置き、理事の中から互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐して財団に関する業務を掌理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第 18 条 財団に常務理事 1 名を置き、理事の中から互選する。

2 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して経常的な業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。常務理事にも事故があるとき、又は常務理事も欠けたときは、理事長が予め指名する理事がその職務を代行する。

(監事)

第 19 条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任期)

第 20 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(解任)

第 21 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員として必要な適格性を欠くと認められるとき

(顧問)

第 22 条 財団に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問にこたえる。

(事務局)

第 23 条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置き、理事長が任免する。

(学長等)

第 24 条 市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所に学長及び必要な職員を置き、理

理事長が任免する。

2 理事長は、学長を任命するときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、財団の業務に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、次に掲げる事項について議決するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他財団の運営に関する重要な事項

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、あらかじめ、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を指名して表決を委任することができる。

- 2 前2条の規定の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事長は、軽易な事項又は急施を要すると認める場合においては、書面をもって賛否の表明を求め、理事会に代えることができる。

(理事会への出席)

第32条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第33条 理事会の議長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第34条 財団に、評議員15名以上20名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第20条及び第21条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員がこれを互選する。
- 4 理事及び監事は、評議員会の求めがあった場合は、これに出席して、意見を述べるができる。
- 5 第27条第1項及び第3項、第29条、第30条、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事の総数の3分の2以上の同意を得て、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第8章 解散

(解散)

第 37 条 財団は、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、かつ、主務大臣の認可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

第 38 条 財団が解散した場合の残余財産は、理事会の議決を経て、かつ、主務大臣の認可を受けて、財団と類似の目的を有する他の公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第 9 章 補則

(規程の制定)

第 39 条 前各章に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な規程は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、設立発起人会で選任された者をもってこれに充て、その任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の学長は、第 24 条の規定にかかわらず、設立発起人会で承認された者を理事長が任命する。
- 4 この法人の設立当初の評議員は、第 34 条第 2 項の規定にかかわらず、設立発起人会で選任された者をもってこれに充て、その任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会計年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 12 条の規定にかかわらず、設立発起人会で定められた事業計画及び収支予算による。

財団法人 全国市町村研修財団 組織図

